

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

報告事項件名	頁
(1) 足立区公共施設等整備基準の一部改正について	2
(2) バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）の策定について	10
(3) ユニバーサルデザイン推進計画中間検証・後期実施計画について	12
(4) ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について	15
(5) 小台一丁目地区地区計画の変更に伴う説明会の開催結果について	18
(6) 竹ノ塚駅中央地区地区計画の変更について	19
(7) 公共基準点の再整備の実施（案）について	21
(8) 公園樹木維持管理指針改定案の作成について	23
(9) 足立区保存樹木等管理支援要綱の一部改正（案）について	24
(10) 花畑川環境整備事業の取組み状況について	29
(11) フェンス等設置工事助成の実施（案）について	32
(12) モニター付きインターホン設置工事助成の廃止について	34
(13) 新耐震基準木造住宅の解体助成の実施（案）について	36
(14) 密集市街地における防災まちづくりの取組みについて	37
(15) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	40
(16) 足立区住生活基本計画の中間検証について	50
(17) 居住支援協議会の開催結果について	53
(18) 区営住宅建替えの進捗状況について	55
(19) 令和6年度足立市街地開発株式会社の事業計画及び収支予算について	別添

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	足立区公共施設等整備基準の一部改正について						
所管部課名	都市建設部都市建設課						
内容	<p>足立区公共施設等整備基準（以下「本整備基準」という。）の改正を2点行うこととしたいので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 公共施設等整備基準とは</b></p> <p>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号）第20条第1項の規定に基づくものである。</p> <p>ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために公共施設等の整備に対して設けている基準である。</p> <p><b>2 改正事項及び理由</b></p> <p>(1) 改定点1</p> <table border="1" data-bbox="437 1066 1425 1556"> <tr> <td data-bbox="437 1066 628 1357">改正事項</td> <td data-bbox="628 1066 1425 1357"> <p>一律に整備<sup>※1</sup>することとしていた自主管理歩道<sup>※2</sup>の設置について、整備の内容によって柔軟に対応できるようにする。</p> <p>また、整備できない特段の事情のある場合は協議の上、理由書を添付することを明文化し、手続きを明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1357 628 1503">改正理由</td> <td data-bbox="628 1357 1425 1503"> <p>整備のうち局所的な工事が多い改修・改良については対応が難しい案件<sup>※3</sup>が多く、その場合の手続きが不明確であった。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1503 628 1556">関係条文</td> <td data-bbox="628 1503 1425 1556"> <p>第8条第2項</p> </td> </tr> </table> <p>※1 <b>整備</b> 建築物にあつては<u>新築</u>、<u>改築</u>、<u>増築</u>及び<u>改修</u>を、道路及び公園にあつては<u>新設</u>及び<u>改良</u>を、河川にあつては<u>築造</u>及び<u>改良</u>をいう（本整備基準 第4条第1項（2））。</p> <p>※2 <b>自主管理歩道</b> 歩道のない道路に接して、敷地内に設ける原則幅員2メートル以上の歩道をいう（本整備基準 第8条第2項）。</p> <p>※3 これまでは学校のトイレのみの改修工事であっても、自主管理歩道を設置することが義務付けられていた。</p>	改正事項	<p>一律に整備<sup>※1</sup>することとしていた自主管理歩道<sup>※2</sup>の設置について、整備の内容によって柔軟に対応できるようにする。</p> <p>また、整備できない特段の事情のある場合は協議の上、理由書を添付することを明文化し、手続きを明確にする。</p>	改正理由	<p>整備のうち局所的な工事が多い改修・改良については対応が難しい案件<sup>※3</sup>が多く、その場合の手続きが不明確であった。</p>	関係条文	<p>第8条第2項</p>
改正事項	<p>一律に整備<sup>※1</sup>することとしていた自主管理歩道<sup>※2</sup>の設置について、整備の内容によって柔軟に対応できるようにする。</p> <p>また、整備できない特段の事情のある場合は協議の上、理由書を添付することを明文化し、手続きを明確にする。</p>						
改正理由	<p>整備のうち局所的な工事が多い改修・改良については対応が難しい案件<sup>※3</sup>が多く、その場合の手続きが不明確であった。</p>						
関係条文	<p>第8条第2項</p>						

(2) 改定点2

改正事項	公共施設等の整備の際の、障がい者及び高齢者等 <sup>※4</sup> の意見の聴取およびその反映について明文化する。
改正理由	公共施設等を利用するすべての人々にとって、より安全で快適な空間となるよう強化を図る。
関係条文	第11条第3項（新設）

※4 **障がい者及び高齢者等** 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、また妊婦、乳幼児を連れた人等をいう（本整備基準 第11条第1項）。

**3 改正（案）**

別紙P 4～9のとおり

**4 改正スケジュール**

令和6年3月29日 本整備基準改正

令和6年4月 1日 本整備基準施行

改正前	改正後
<p><b>○足立区公共施設等整備基準</b></p> <p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 敷地内の通路等を除き歩道のない道路に面する敷地には、原則として、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。ただし、接道部緑化を含む場合は、緑化部分の幅は0.5メートル以内とし、歩道の幅員は1.5メートル以上確保するものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第9条～第10条 (省略)</p>	<p><b>○足立区公共施設等整備基準</b></p> <p>第1条～第7条 (現行のとおり)</p> <p>(まちづくりへの貢献)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 歩道のない道路(敷地内の通路等を除く。以下この項において同じ。)に面する敷地において整備を行うときは、原則として、次に定めるところにより、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設けるものとする。</p> <p><u>(1) 新築、改築、新設、築造及び増築を行う場合には、道路に接する各境界部分に設けること。</u></p> <p><u>(2) 改修又は改良を行う場合は、道路との境界部分のうち、工事を行う範囲に設けること。</u></p> <p><u>(3) やむを得ない特段の事情がある場合は、協議を行った上で別に定める理由書を添付して申請すること。</u></p> <p><u>(4) 接道部緑化を含む場合は、緑化部分の幅は0.5メートル以内とし、歩道の幅員は1.5メートル以上確保するものとすること。</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第9条～第10条 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>3 (追加)</p> <p>第12条～第44条 (省略)</p>	<p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (現行のとおり)</p> <p><u>3 公共施設等の整備を行うに当たっては、障がい者及び高齢者等の意見の聴取及びその反映に努めること。</u></p> <p>第12条～第44条 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (5足都都発第〇〇〇〇号 令和6年3月29日 区長決定)</u></p> <p><u>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

様式3 (第5条関係)

改正前

公共施設整備計画概要書

提出日 ( 年 月 日 )

件名	※ 受付欄	
場所		
種別	[ 1. 公共建築物等 2. 公共住宅 3. 道路 4. 公園 5. 河川 ]	
	[ 1. 新築 2. 改築 3. 増築 4. 新設 5. 築造 6. 改修 7. 改良 ]	
事業概要		
整備内容	整備計画	
	ユニバーサルデザイン	
	安全・安心	
	環境(地球温暖化対策)	
	景観	
	みどり	
	その他	
	工事着手予定日 年 月 日 工事完了予定日 年 月 日	
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [ ]内の該当する項目を○で囲んでください。		

様式3 (第5条関係)

改正後

公共施設整備計画概要書

提出日 ( 年 月 日 )

件名	※ 受付欄	
場所		
種別	[ 1. 公共建築物等 2. 公共住宅 3. 道路 4. 公園 5. 河川 ]	
	[ 1. 新築 2. 改築 3. 増築 4. 新設 5. 築造 6. 改修 7. 改良 ]	
事業概要		
整備内容	整備計画	
	自主管理 街道	
	ユニバーサルデザイン	
	安全・安心	
	環境(地球温暖化対策)	
	景観	
	みどり	
	その他	
工事着手予定日 年 月 日 工事完了予定日 年 月 日		
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [ ]内の該当する項目を○で囲んでください。		

様式4 (第5条関係)

**改正前**  
公共施設整備完了報告書

提出日 (     年   月   日 )

件名			※ 受付欄
場所			
種別	[ 1. 公共建築物等   2. 公共住宅   3. 道路   4. 公園   5. 河川 ]		
	[ 1. 新築   2. 改築   3. 増築   4. 新設   5. 築造   6. 改修   7. 改良 ]		
整備内容	整備後評価		
	ユニバーサルデザイン		
	安全・安心		
	環境(地球温暖化対策)		
	景観		
	みどり		
	その他		
	工事着手日	年	月
工事完了日	年	月	日
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [     ] 内の該当する項目を○で囲んでください。 3 竣工図・竣工写真・撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。			

様式4 (第5条関係)

**改正後**  
公共施設整備完了報告書

提出日 (     年   月   日 )

件名			※ 受付欄
場所			
種別	[ 1. 公共建築物等   2. 公共住宅   3. 道路   4. 公園   5. 河川 ]		
	[ 1. 新築   2. 改築   3. 増築   4. 新設   5. 築造   6. 改修   7. 改良 ]		
整備内容	整備後評価		
	自主管理 歩道		
	ユニバーサルデザイン		
	安全・安心		
	環境(地球温暖化対策)		
	景観		
	みどり		
	その他		
障がい者及び高齢者等の意見聴取日 (足立区公共施設等整備基準第11条第3項)			
工事着手日	年	月	日
工事完了日	年	月	日
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [     ] 内の該当する項目を○で囲んでください。 3 竣工図・竣工写真・撮影位置及び方向を図示した図面を添付してください。			

様式6 (第5条関係)

**改正前**  
公共施設整備計画変更概要書

提出日 ( 年 月 日)

件名		※ 受付欄
場所		
種別	[ 1. 公共建築物等 2. 公共住宅 3. 道路 4. 公園 5. 河川 ]	
	[ 1. 新築 2. 改築 3. 増築 4. 新設 5. 築造 6. 改修 7. 改良 ]	
変更概要		
整備内容	整備計画	
	ユニバーサルデザイン	(変更前)
		(変更後)
	安全・安心	(変更前)
		(変更後)
	環境地球温暖化対策	(変更前)
		(変更後)
	景観	(変更前)
		(変更後)
	みどり	(変更前)
		(変更後)
	その他	(変更前)
		(変更後)
	工事着手予定日 年 月 日	
	工事完了予定日 年 月 日	
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [ ]内の該当する項目を○で囲んでください。		

様式6 (第5条関係)

**改正後**  
公共施設整備計画変更概要書

提出日 ( 年 月 日)

件名		※ 受付欄
場所		
種別	[ 1. 公共建築物等 2. 公共住宅 3. 道路 4. 公園 5. 河川 ]	
	[ 1. 新築 2. 改築 3. 増築 4. 新設 5. 築造 6. 改修 7. 改良 ]	
変更概要		
整備内容	整備計画	
	自主管理 樹道	(変更前)
		(変更後)
	ユニバーサル デザイン	(変更前)
		(変更後)
	安全・安心	(変更前)
		(変更後)
	環境地球 温暖化対策	(変更前)
		(変更後)
	景観	(変更前)
		(変更後)
	みどり	(変更前)
		(変更後)
	その他	(変更前)
		(変更後)
工事着手予定日 年 月 日		
工事完了予定日 年 月 日		
(注意) 1 ※欄には、記入しないでください。 2 [ ]内の該当する項目を○で囲んでください。		



改正前

## 新規作成様式

様式7（第8条関係）

改正後

号  
年 月 日

（提出先）  
足立区長

住所  
申請者（事業主）

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

理由書

記

1 件 名

2 場 所  
（地名地番）  
（住居表示）

3 種 別

4 事業概要

5 担当部局

6 工 期

工事着手予定日 年 月 日

工事完了予定日 年 月 日

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）の策定について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）を令和6年3月に策定したので、以下のとおり報告する（別添資料1参照）。</p> <p><b>1 計画策定による地区内の効果</b></p> <p>(1) 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進 地区別計画において、「特定事業※」を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備が義務化されるため、国や都、民間事業者に対し、更なるバリアフリー化を推進することができる。 ※ 特定事業とは、バリアフリー化を具体的に進める事業をいう。</p> <p>(2) バリアフリー化事業に対する補助金の活用 策定地区内の整備において、公共施設は国庫補助金等の重点配分の対象、民間施設（不特定多数の方が利用される建築物）は区補助の対象となる場合があり、重点的に整備を推進できる。</p> <p><b>2 基本的な方針</b></p> <p>足立区バリアフリー協議会及び各部会での議論等を踏まえ、以下の3点を綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とする。</p> <p>(1) 綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設と、施設間を結び回遊性を担保する道路を対象に、面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>(2) 綾瀬駅及び北綾瀬駅等の公共交通から周辺施設に誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー化された歩行ネットワークを形成する。</p> <p>(3) 施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。</p> <p><b>3 定めた生活関連施設・経路</b></p> <p>(1) 都市公園、公共施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、医療機関、商業施設、教育施設等</p> <p>(2) 環七通り、川の手通り、江北橋通り、綾瀬川通り、環七南通り等</p>

#### **4 地区別計画策定後の進め方**

- (1) 地区別計画において、「特定事業」を設定した施設管理者及び関係事業者は、それぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施する。
- (2) 特定事業計画は、足立区バリアフリー協議会において、PDCAサイクルを用いて事業の進捗管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努める。

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

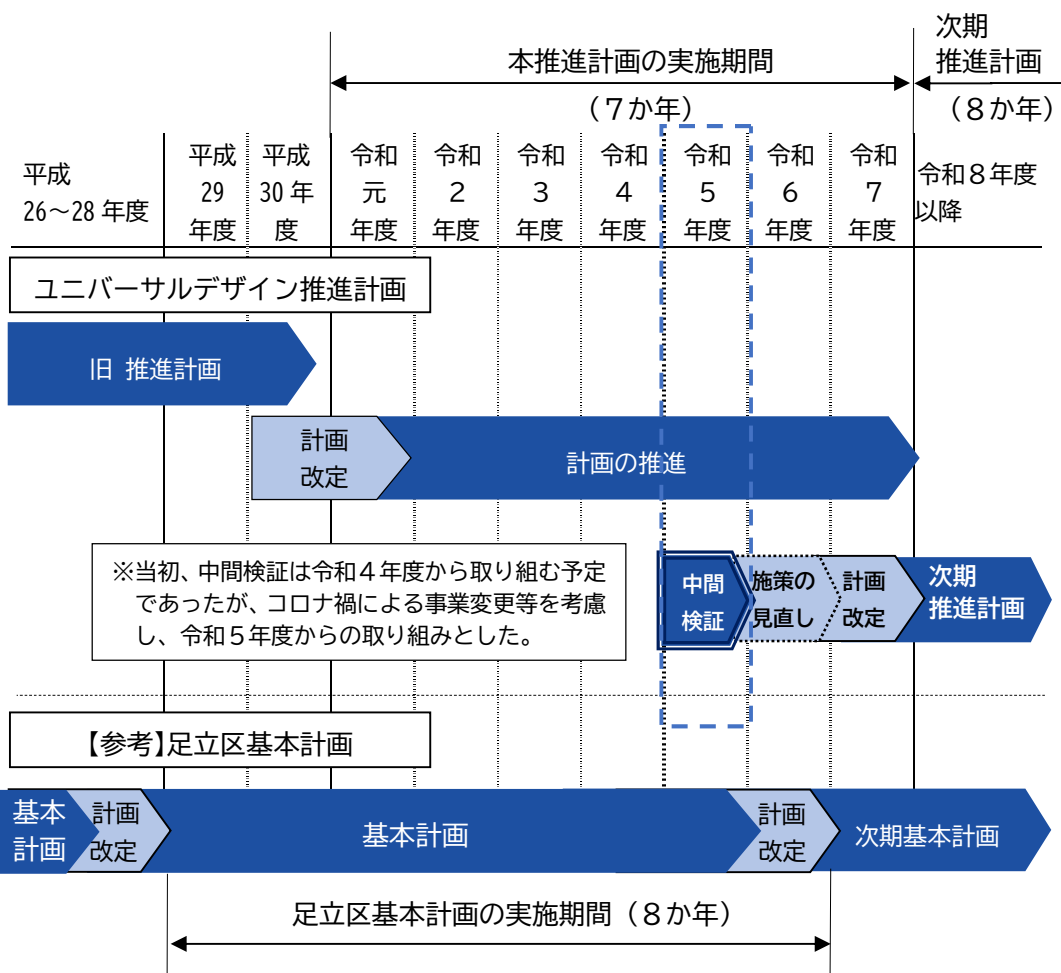
件名	ユニバーサルデザイン推進計画中間検証・後期実施計画について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画の中間検証を実施し、今後の進め方を後期実施計画として整理したので、以下のとおり報告する（別添資料2参照）。</p> <p><b>1 足立区ユニバーサルデザイン推進計画について</b></p> <p>区の基本構想及び基本計画を踏まえ、区の様々な分野別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な考え方をまとめた計画である。</p> <div data-bbox="359 981 1433 2016" style="text-align: center;"> <p>ユニバーサルデザイン推進計画の位置づけ</p> </div>

## 2 ユニバーサルデザイン推進計画の中間検証・後期実施計画について

### (1) 中間検証の目的

ユニバーサルデザイン推進計画の中間年度(4年目)である令和4年度を経過し、区が実施してきたユニバーサルデザインに関する各事業の上位計画や実施計画、他の分野別計画等との整合を図るために中間検証を行った。

内 容



### (2) 中間検証の実施方法

ユニバーサルデザイン推進計画に示した各事業について、中間年度(令和4年度)における取り組み状況を振り返り、計画どおりに実施できたか、あるいは計画を上回ったか下回ったか、変更(廃止)の必要性などを、理由や課題を含めて検証した。そして、今後の進め方を「後期実施計画(令和6年度~7年度)」として整理した。

### (3) 後期実施計画について

中間検証結果を踏まえ、必要に応じて各事業の概要・目的等の内容変更や事業廃止等を反映するとともに、進行管理に係る取り組みに対する指標(評価指標)の変更等も行った。

なお、前期計画の体系や構成(4つの柱、31施策)を継続しつつ、各分野の計画において直近で行われた改定等を反映している。

### 3 今後の予定

年 月	内 容
令和6年4月	中間検証・後期実施計画を区のホームページで公表
令和6年度	改定に向けた検討（施策の見直しなど）
令和7年度	計画改定作業
令和8年度	次期推進計画の実施

### 4 今後の方針

足立区基本計画の改定の動向を見据えながら、次期の計画改定に向けた事業の検証や見直しを各所管と進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	ユニバーサルデザイン推進計画に基づく施策の評価結果について																										
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課 地域のちから推進部多様性社会推進課 福祉部障がい福祉課																										
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画に基づき区が実施している個別施策について、評価を行ったので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 評価方法および変更点</b></p> <p>(1) 令和4年度実施施策では、推進計画に係る全31施策のうち、全施策の自己評価及び一部施策の委員（※1）評価による実施に変更した。</p> <p>ア 変更理由                  区のユニバーサルデザイン施策の評価・改善など進行管理をスピーディーかつ分かりやすく行うため、対象施策を絞り集中的に評価する。</p> <p>イ 委員（※1）評価の対象                  「対象者若しくは利用者が多い施策」または「区主体の事業の範囲（費用）が大きい施策」で直接的な影響が大きいと考えられる施策、および委員が評価することが適当として選出した施策（合計16施策）</p> <p>※1 ユニバーサルデザイン推進会議委員（学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募区民、区管理職員 計15名）</p> <p>(2) 評点を付ける際の着眼点である「実施率」の目安を変更した。</p> <p>ア 変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総合評価</th> <th style="width: 35%;">令和3年度実施施策</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 35%;">令和4年度実施施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>計画以上に実施されている。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>実施率：100%以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>計画が概ね実施されている。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>実施率：概ね90%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>計画がある程度実施されている。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>実施率：概ね60%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>計画が十分に実施されていない。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>実施率：概ね30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>計画が全く実施されていない。</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>実施率：概ね0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 変更理由                  「計画以上に実施されている。」を「100%以上」に、「計画が</p>			総合評価	令和3年度実施施策		令和4年度実施施策	5	計画以上に実施されている。	→	実施率：100%以上	4	計画が概ね実施されている。	→	実施率：概ね90%	3	計画がある程度実施されている。	→	実施率：概ね60%	2	計画が十分に実施されていない。	→	実施率：概ね30%	1	計画が全く実施されていない。	→	実施率：概ね0%
総合評価	令和3年度実施施策		令和4年度実施施策																								
5	計画以上に実施されている。	→	実施率：100%以上																								
4	計画が概ね実施されている。	→	実施率：概ね90%																								
3	計画がある程度実施されている。	→	実施率：概ね60%																								
2	計画が十分に実施されていない。	→	実施率：概ね30%																								
1	計画が全く実施されていない。	→	実施率：概ね0%																								

概ね実施されている。」を「概ね90%」にするなど、より適切な評価とするため、足立区基本計画における施策の評価に準じて変更した。

## 2 評価結果

(1) 各施策の評価結果 (別紙 P17 参照)

評 価	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	平均点 ※参考値
平成 28 年度	5 件	26 件	7 件	0 件	0 件	3.95 (3.94)
平成 29 年度	6 件	25 件	5 件	1 件	0 件	3.97 (3.81)
平成 30 年度	3 件	25 件	9 件	0 件	0 件	3.84 (3.69)
令和元年度	0 件	27 件	4 件	0 件	0 件	3.87 (3.81)
令和 2 年度	7 件	21 件	2 件	1 件	0 件	4.10 (3.88)
令和 3 年度	10 件	17 件	3 件	1 件	0 件	4.16 (3.88)
<b>令和 4 年度</b>	<b>3 件</b>	<b>9 件</b>	<b>4 件</b>	<b>0 件</b>	<b>0 件</b>	<b>3.94 (3.94)</b>

※ 評価方法 (評価の着眼点や対象事業数) を変更したため、令和 3 年度以前は「参考値」となり、令和 4 年度との単純比較ができない点に留意が必要。

※ 当初の施策数は 38 件であったが、見直し等により、令和元年度以降は 31 件となり、さらに令和 4 年度は、全施策のうち 16 施策を委員評価対象とした。

※ ( ) の数字は、令和 4 年度委員評価対象 16 施策の平均点。

ア 前年度から評価が上がった施策例

施策番号	施 策 名	理 由
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	案内サイン看板設置の検証について、熱心に取り組み、いろいろな事業所管を集め、意見を聴取した点が評価に表れた。

イ 前年度から評価が下がった施策例

施策番号	施 策 名	理 由
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	公共建築物を管理するという当然の取り組みがある中で、それ以上の発展的な取り組みがほしい点が評価に表れた。

(2) 令和 4 年度実施事業の評価結果の考察

ア 16 施策を委員評価の対象としたところ、評点は平均「3.94」と算出され、昨年度からの変化について、同じ 16 施策で比較すると 0.06 ポイント上昇している。

イ 評価の着眼点である「実施率」をより高く、厳しくした点も考慮すると、評価については昨年より上昇したと考えられる。



## 区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表

評価委員……学識経験者、区内関係団体代表者、事業者代表、公募による区民、区管理職員

施策番号	施策名	H28実施	H29実施	H30実施	R元実施	R2実施	R3実施	R4実施	委員評価
<b>柱-1 思いやりある「ひとづくり」</b>									
1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	4	4	4	4	4	4	-	
1-(1)-②	多様な人々に対する理解の醸成	<u>3</u>	<u>2</u>	4	<u>3</u>	3	<u>3</u>	<u>3</u>	○
1-(1)-③	ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	4	5	4	4	4	4	-	
1-(2)-①	児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	<u>3</u>	4	4	4	5	4	4	○
1-(2)-②	児童・生徒への国際理解教育の推進	4	<u>3</u>	<u>3</u>	4	<u>2</u>	<u>2</u>	↗ <u>3</u>	○
1-(2)-③	学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	<u>3</u>	4	<u>3</u>	4	4	4	-	
1-(3)-①	多様な人々の連携・支援	4	4	<u>3</u>	4	4	4	4	○
<b>柱-2 快適にすごせる「くらしづくり」</b>									
2-(1)-①	多様な人々への移動支援	4	4	4	4	4	4	4	○
2-(1)-②	多様な人々へのコミュニケーション支援	4	4	4	4	4	4	-	
2-(2)-①	住宅の改良支援	4	4	4	4	4	5	5	○
2-(2)-②	住宅確保要配慮者への居住支援	(新規施策)			<u>3</u>	4	5	-	
2-(3)-①	ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	4	4	<u>3</u>	4	4	<u>3</u>	↗ 4	○
2-(3)-②	ユニバーサルデザイン製品の開発支援	4	4	<u>3</u>	4	<u>3</u>	<u>3</u>	↗ 4	○
<b>柱-3 便利に生活できる「まちづくり」</b>									
3-(1)-①	安全な道路環境の整備	4	4	4	4	4	4	↗ 5	○
3-(1)-②	歩行者空間の確保	4	5	5	4	4	5	-	
3-(1)-③	公共交通施設の整備・誘導・支援	4	<u>3</u>	4	4	4	4	-	
3-(2)-①	公共建築物のユニバーサルデザインの推進	5	4	4	4	4	4	↘ <u>3</u>	○
3-(2)-②	区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	5	4	4	4	5	5	-	
3-(2)-③	区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	5	4	4	4	4	4	-	
3-(2)-④	区営住宅のユニバーサルデザインの推進	5	5	4	4	4	5	-	
3-(3)-①	区立公園等のユニバーサルデザインの推進	4	4	4	4	4	5	↘ <u>3</u>	○
3-(3)-②	公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	<u>3</u>	4	4	4	5	5	-	
3-(3)-③	イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	(新規施策)			4	5	5	-	
3-(4)-①	国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	4	4	4	4	4	4	-	
3-(4)-②	民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	<u>3</u>	<u>3</u>	4	<u>3</u>	4	<u>4</u>	4	○
<b>柱-4 みんなに役立つ「しくみづくり」</b>									
4-(1)-①	ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	4	4	4	4	5	4	-	
4-(1)-②	区民の意見を区政に反映させる体制の充実	4	4	4	4	4	4	4	○
4-(2)-①	ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	5	5	4	4	5	5	-	
4-(2)-②	わかりやすい表現による印刷物の作成	5	5	5	4	5	5	5	○
4-(2)-③	だれもが利用しやすい電子情報の作成	4	4	<u>3</u>	<u>3</u>	4	4	4	○
4-(3)-①	効果的な防災・災害情報等の提供	4	4	<u>3</u>	4	4	4	4	○
<b>平均値</b> (R4から評価方法を変更したため R3以前は「参考値」)		3.95	3.97	3.84	3.87	4.10	4.16	3.94	
<b>R4委員評価対象16施策の平均値の推移</b> (R3以前は「参考値」)		3.94	3.81	3.69	3.81	3.88	3.88	3.94	

評価は5点から1点までの5段階 5点…最上位 1点…最下位 (3点以下を下線で表記)

R4から評価の着眼点や評価対象事業数を変更したため、R3以前は「参考値」となり、R4との単純比較ができない点に留意

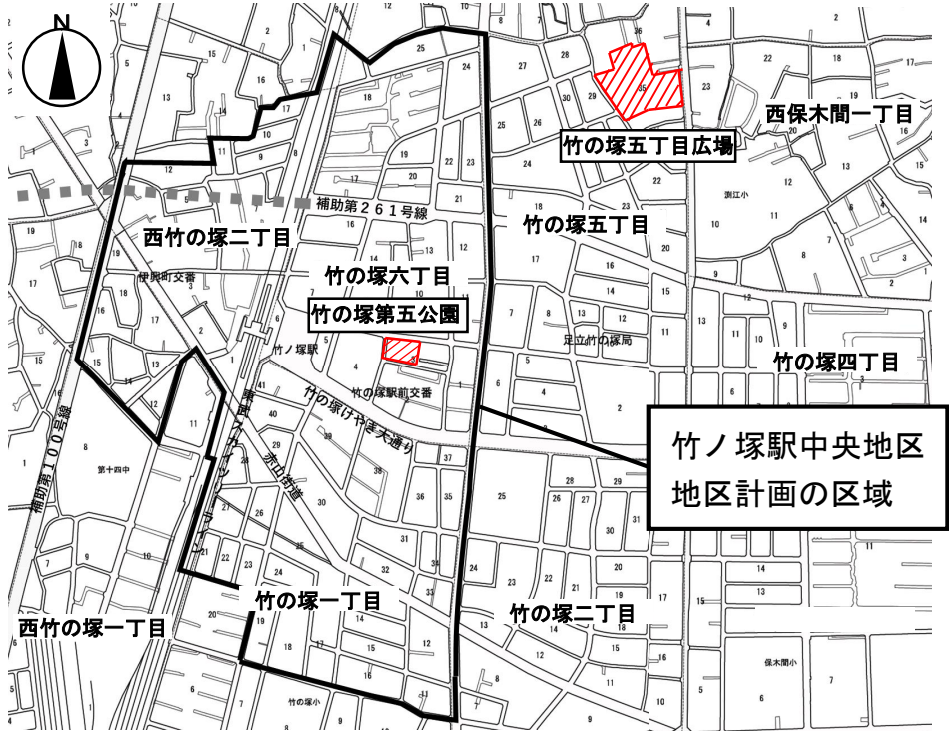
# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	小台一丁目地区地区計画の変更に伴う説明会の開催結果について														
所管部課名	都市建設部まちづくり課 都市建設課														
内容	<p><b>1 都市計画法第16条に基づく原案説明会</b></p> <p>(1) 開催日時 令和6年2月2日(金) 午後 7時～ 8時 2月3日(土) 午前10時～10時40分</p> <p>(2) 開催場所 都立小台橋高校 視聴覚室</p> <p>(3) 出席者 令和6年2月2日(金) 29名 2月3日(土) 24名</p> <p>(4) 主な質疑</p> <p>Q1: 今日の説明は、盛土の区域のことだけで他の区域は関係ないということか。</p> <p>A1: 対象区域に建てられる建物のルールや通路などを位置付けたもので、他の区域において新たな規制はない。</p> <p>Q2: 地区区分について、新たに編入される地区は「業務地区」で既存の「業務・住宅地区」と名称が異なるのはなぜか。</p> <p>A2: 「業務・住宅地区」は準工業地域、「業務地区」は工業専用地域という用途地域に指定されている。工業専用地域では、住宅は建てることのできないため「業務地区」としている。また「業務地区」では、隣接する「業務・住宅地区」に配慮し、危険物を扱うような工場等を建てることのできないよう、地区計画の中で制限を追加している。</p> <p>Q3: 建蔽率について地区計画で50%に抑えているということだが、建物が建つ際の高さの制限などはあるのか。</p> <p>A3: 東側の既存の区域でも高さ制限はなく、今回追加する区域も同様に高さの制限はない。建蔽率を抑えて、緑地や歩道などの周辺空気を多くとる計画としている。</p> <p><b>2 これまでの経緯及び今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">時 期</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 12月</td> <td>足立区都市計画審議会にて報告</td> </tr> <tr> <td>令和6年 2月</td> <td>都市計画法第16条に基づく原案説明会</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>原案の公告・縦覧及び意見の受付</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>案の告示・縦覧及び意見の受付</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>足立区都市計画審議会にて審議</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>都市計画決定の告示</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年 12月	足立区都市計画審議会にて報告	令和6年 2月	都市計画法第16条に基づく原案説明会	2月	原案の公告・縦覧及び意見の受付	6月	案の告示・縦覧及び意見の受付	7月	足立区都市計画審議会にて審議	8月	都市計画決定の告示
時 期	内 容														
令和5年 12月	足立区都市計画審議会にて報告														
令和6年 2月	都市計画法第16条に基づく原案説明会														
2月	原案の公告・縦覧及び意見の受付														
6月	案の告示・縦覧及び意見の受付														
7月	足立区都市計画審議会にて審議														
8月	都市計画決定の告示														

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

<p>件名</p>	<p>竹ノ塚駅中央地区地区計画の変更について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部まちづくり課 都市建設課</p>
<p>内容</p>	<p>令和5年11月に変更した竹ノ塚駅周辺地区まちづくり構想・計画のまちづくり方針を都市計画に位置付けるため、地区計画の変更に向けて、以下のとおり進めているため報告する。</p> <p><b>1 主な変更内容</b></p> <p>(1) 都市計画公園の変更</p> <p>ア 東口駅前広場の拡張整備促進のため、竹の塚第五公園の用途を廃止し、まちづくり用地として活用する。</p> <p>イ 新たに竹の塚五丁目広場を都市計画公園に位置付ける。</p> <p>(2) 竹の塚けやき大通り沿いの公共的空間</p> <p>ウォーカブルなまちの実現に向け「回遊性を向上させる空間づくり」を目指し、竹の塚第五公園に代わる空間として、竹の塚けやき大通り沿いに「公共的な空間」を地区施設で確保する。</p> <p>(3) UR団地内に広場空間を整備</p> <p>UR竹の塚第三団地の各街区内へ、地域に開かれた様々な機能を有する広場空間を再整備する。</p> 

## 2 これまでの経緯及び今後の予定

都市計画法第16条に基づく原案説明会は、当初、令和6年3月開催を予定していたが、東京都やUR都市機構との協議のため、5月以降の開催を予定している。

年 月	内 容
令和5年 12月	足立区都市計画審議会にて報告
令和6年 5月以降	都市計画法第16条に基づく原案説明会
令和6年 6月	原案の告示・縦覧及び意見の受付
令和6年 10月	足立区都市計画審議会にて審議
令和6年 11月	都市計画決定の告示

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	公共基準点の再整備の実施（案）について																																												
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課																																												
内容	<p>公共基準点の再整備の実施（案）について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 基準点</b></p> <p>地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された電子基準点、公共基準点等から構成され、各種測量の基準となるもの。</p> <p>(1) 種類</p> <table border="1" data-bbox="475 757 1407 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>管理者</th> <th>標準間隔</th> <th>精度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電子基準点</td> <td>国</td> <td>約 20km</td> <td>最も高い</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三角点</td> <td>一等</td> <td>国</td> <td>約 45km</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>二等</td> <td>国</td> <td>約 8km</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>三等</td> <td>国</td> <td>約 4km</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>四等</td> <td>国</td> <td>約 1.5km</td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公共基準点</td> <td>1級</td> <td>都</td> <td>約1,000m</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>都、区</td> <td>約 500m</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>都、区</td> <td>約 200m</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>区</td> <td>約 50m</td> <td>最も低い</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 必要性</p> <p>ア 都市基盤の整備や管理、まちづくり、不動産登記に必要な地図作成に使用する。</p> <p>なお、足立区道等は、管理区域を図面で座標管理している。</p> <p>イ 災害発生時は、ライフラインや道路の早期復旧、住宅の早期再建に向けて、土地の移動量把握や境界測量に使用する。</p> <p>なお、公共基準点を再測することにより、図面から道路の管理区域を現地に再現できる。</p> <p><b>2 公共基準点の再整備が必要となった背景</b></p> <p>(1) 足立区内の2・3級公共基準点は、国が平成16年～18年に設置したものが約9割を占める。経年変化により、精度が悪くなってきている。</p> <p>(2) 上記(1)の設置に伴い、国が復元作業マニュアル(案)<sup>※1</sup>を定め、区は準用した。簡易で効率良く復元する手法として定めているため、復元した公共基準点の精度は芳しくない。</p> <p>※1 精度管理に問題があり、国は後に廃止した。</p>	名称		管理者	標準間隔	精度	電子基準点		国	約 20km	最も高い	三角点	一等	国	約 45km	↑	二等	国	約 8km		三等	国	約 4km		四等	国	約 1.5km		公共基準点	1級	都	約1,000m		2級	都、区	約 500m		3級	都、区	約 200m	↓	4級	区	約 50m	最も低い
	名称		管理者	標準間隔	精度																																								
電子基準点		国	約 20km	最も高い																																									
三角点	一等	国	約 45km	↑																																									
	二等	国	約 8km																																										
	三等	国	約 4km																																										
	四等	国	約 1.5km																																										
公共基準点	1級	都	約1,000m																																										
	2級	都、区	約 500m																																										
	3級	都、区	約 200m	↓																																									
	4級	区	約 50m	最も低い																																									

(3) 企業者（東京都水道局等）占用工事等による公共基準点の撤去で、多数の公共基準点が亡失した。

### 3 公共基準点の再整備

#### (1) スケジュール（案）

時期	内容
令和6年度	公共基準点配点計画策定委託 <sup>※2</sup>
令和7年度～	2級公共基準点設置委託（約240点） <sup>※2</sup> 3級公共基準点設置委託（約1,200点） <sup>※2</sup>

※2 年度毎の予算の議決を得られた場合、実施予定

#### (2) 理由

ア 公共基準点の亡失や精度に関する問い合わせがある。

イ 国土地理院が公共測量の作業規程を令和5年3月に改正し、精度がより高く、安価に公共基準点を設置することが可能になった。

### 4 今後の方針（公共基準点の再整備後）

(1) 現在の公共基準点を廃止し、新たな公共基準点の座標を公表する。

(2) 定期的に精度管理を行うとともに、亡失点は復旧する。

### 【参考】

#### 1 大震災後の迅速なまちの復興に向けた手順

(1) 国管理の電子基準点等を国土地理院が再測する。

(2) 再測された電子基準点等を用いて、自治体管理の公共基準点を区が再測するとともに、土地の移動量を把握する。

(3) 再測した公共基準点を用いて、道路等と民地との境界（官民境界）を区が確認する。

(4) 確認した官民境界を用いて、ライフラインや道路を復旧する。

(5) 再測した公共基準点を用いて、民地と民地との境界（民民境界）や官民境界を土地所有者が確認し、住宅を再建する。

#### 2 基準点の写真

(1) 電子基準点



(2) 三角点<sup>※3</sup>



(3) 区管理公共基準点



※3 明治時代に全国の地図作成のために設置したことが始まり

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	公園樹木維持管理指針改定案の作成について
所管部課名	道路公園整備室西部道路公園維持課 東部道路公園維持課
内容	<p>公園樹木維持管理指針改定案を作成したので、以下のとおり報告する(別添資料3参照)。</p> <p><b>1 公園樹木維持管理指針改定案の概要について</b></p> <p>(1) 取り組み方針編</p> <p>本編では、以下の内容から足立区が目指す公園の緑とその実現に向けた取り組みの方針を示す。</p> <p>ア 現状と課題</p> <p>イ 指針の目的</p> <p>ウ 取り組みの方向性</p> <p>(2) 実務編</p> <p>本編では、公園の樹木等に関連する業務に携わる職員や委託業者等が共通認識を持って業務が行えるよう、具体的な実務内容を示す。</p> <p><b>2 指針策定後の進め方</b></p> <p>(1) 公園樹木の維持管理に携わる職員及び委託業者に、年1回の研修と年2回の剪定に関する注意事項の通知により本指針に則った公園維持管理業務の徹底を図る。</p> <p>(2) 既存樹木の状況や周辺環境、公園の利用状況を考慮し、公園ごとの樹木維持管理計画を検討する。</p>

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	<b>足立区保存樹木等管理支援要綱の一部改正（案）について</b>																																	
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																																	
内 容	<p>足立区保存樹木等管理支援要綱別表で定める、保存樹木・樹林の剪定に係る管理支援の改正（案）について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 改正内容（案）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">現況</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成限度額 (剪定費用の半額)</td> <td>保存樹木 15 万円/年度 保存樹林 50 万円/年度</td> <td style="text-align: center;"><b>限度額なし</b></td> </tr> <tr> <td>助成の頻度</td> <td style="text-align: center;">同一樹木に対し 4 年に 1 度</td> <td style="text-align: center;">同一樹木に対し 3 年に 1 度</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 改正理由</b></p> <p>(1) 一度に複数本の剪定を行うと助成限度額を超えてしまうため、所有者の自己負担額が増加したり、年度を分けて剪定することにより先延ばしにしなければならないといったケースが増えている。</p> <p>(2) 宅地の開発などで落葉による苦情が増加し、剪定申請件数が増えている。</p> <p>(3) 「保存樹・樹林を守る会」などから、管理支援内容の変更要望が挙げられている。</p> <p><b>【参考】助成件数及び予算の推移</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 20%;">剪定本数</th> <th style="width: 20%;">申請件数</th> <th style="width: 35%;">予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">49 本</td> <td style="text-align: center;">24 件</td> <td style="text-align: right;">6,091,092 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">70 本</td> <td style="text-align: center;">28 件</td> <td style="text-align: right;">6,232,674 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">54 本</td> <td style="text-align: center;">26 件</td> <td style="text-align: right;">5,368,528 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: center;">86 本</td> <td style="text-align: center;">28 件</td> <td style="text-align: right;">8,840,114 円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(執行予定)</td> <td style="text-align: center;">108 本</td> <td style="text-align: center;">36 件</td> <td style="text-align: right;">12,900,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 要綱変更箇所（案）</b> 別紙 P 2 6 ～ 2 8 参照</p> <p><b>4 今後の方針</b> 施行日は予算案の議決を受けて令和6年4月1日とし、保存樹木・樹林の所有者へ周知を行う。</p>		現況	改正後	助成限度額 (剪定費用の半額)	保存樹木 15 万円/年度 保存樹林 50 万円/年度	<b>限度額なし</b>	助成の頻度	同一樹木に対し 4 年に 1 度	同一樹木に対し 3 年に 1 度		剪定本数	申請件数	予算	令和元年度	49 本	24 件	6,091,092 円	令和2年度	70 本	28 件	6,232,674 円	令和3年度	54 本	26 件	5,368,528 円	令和4年度	86 本	28 件	8,840,114 円	令和5年度(執行予定)	108 本	36 件	12,900,000 円
	現況	改正後																																
助成限度額 (剪定費用の半額)	保存樹木 15 万円/年度 保存樹林 50 万円/年度	<b>限度額なし</b>																																
助成の頻度	同一樹木に対し 4 年に 1 度	同一樹木に対し 3 年に 1 度																																
	剪定本数	申請件数	予算																															
令和元年度	49 本	24 件	6,091,092 円																															
令和2年度	70 本	28 件	6,232,674 円																															
令和3年度	54 本	26 件	5,368,528 円																															
令和4年度	86 本	28 件	8,840,114 円																															
令和5年度(執行予定)	108 本	36 件	12,900,000 円																															



【参考】他区の保存樹木に対する管理支援内容

	剪定		樹木の診断・治療など
	助成の頻度	助成限度額	
足立区	3年に1度	限度額なし	全額助成
荒川区	3年に1度	半額または 15万円/年	剪定と合わせ 15万円/年
北区	5年に1度	7万円/本	2万円/本
江戸川区	助成なし		樹木医の派遣
江東区	助成なし		助成なし
葛飾区	助成なし		助成なし

## 足立区保存樹木等管理支援要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、足立区緑の保護育成条例（昭和51年足立区条例第39号）第16条の趣旨に基づき、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）の所有者・管理者に対して、保存樹木等の管理に係る支援（以下「管理支援」という。）を提供することにより適正な管理に資することを目的とする。

## (管理支援の種類)

第2条 区長は、保存樹木等の所有者・管理者に対して、次の各号に掲げる管理支援を実施することができる。

- (1) 樹木剪定 保存樹木等の適正維持を目的とする剪定等
- (2) 健全育成 保存樹木等の樹勢回復を目的とする調査及び対処等
- (3) 剪定枝収集 保存樹林の適正維持を目的とする剪定で発生する剪定枝の収集
- (4) 秋期落ち葉収集 秋期に保存樹木等の主に落葉樹から発生する落ち葉の収集
- (5) 春期落ち葉収集 春期に保存樹木等の主に常緑樹から発生する落ち葉等の収集支援

2 前項第1号から第4号までに定める管理支援は、区長が選定した事業者に行わせることができる。この場合において、区長は、作業内容及び費用の設定並びに事業者との必要な調整を行うものとする。

3 第1項各号の管理支援は、別表に定める基準に従い、各年度の予算の範囲内で行う。

4 第1項各号に掲げるもののほか、区長は、保存樹木等に起因する事故に係る特別区自治体総合賠償責任保険の適用について、必要な事務を行うものとする。

## (手続)

第3条 前条第1項第1号から第4号までの管理支援を受けようとする者は、管理支援の内容に応じて、保存樹木等管理支援申請書（樹木剪定・健全育成）（様式第1号）又は保存樹木等管理支援申請書（秋期落ち葉・剪定枝収集）（様式第2号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の申請に基づき、管理支援を行うことを決定したときは、保存樹木等管理支援決定通知書（樹木剪定・健全育成）（様式第3号）又は保存樹木等管理支援決定通知書（秋期落ち葉・剪定枝収集）（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 前条第1項第1号から第4号までの管理支援の手続きの流れについては、別図による。

4 前条第1項第5号の管理支援を受けようとする者は、書面等により区長に申請しなければならない。

## (委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（19足都ま発第414号 平成19年6月1日 都市整備部長決定）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則（24足都み発第671号 平成24年7月2日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

付 則（27足都み発第4213号 平成28年3月29日 都市建設部長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（31足都み発第2627号 令和元年10月21日 副区長決定）

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

付 則（3足都み発第1043号 令和3年6月30日 区長決定）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）管理支援の基準

種類	内容	負担割合	方法	一申請者あたりの年間助成限度額	支援頻度等	備考
樹木剪定	樹形骨格作り 病虫害防除 その他の管理支援	費用の10分の5に相当する額を区と所有者・管理者それぞれが負担する。ただし、保存樹木等の生育場所や生育状況による施行困難を解消するための費用および剪定枝の処分、リサイクル等に係る費用は全額区が負担する。	区指定事業者による	保存樹木 15万円 保存樹林 50万円  廃止	4年に1回程度 3年に1回程度  変更	
健全育成	樹木診断 不良部切直し 樹勢回復処置 支柱設置 枯損木等伐採 林床管理 その他の管理支援	費用の全額を区が負担する。	区指定事業者による	—	必要に応じて	枯損木等伐採及び林床管理は特別緑地保全地区(都市緑地法第12条)のみ適用する。
剪定枝収集	剪定枝の収集	費用の全額を区が負担する。	区指定事業者による	—	必要に応じて	保存樹林のみ適用する。
秋期落ち葉収集	落ち葉収集袋に詰めた落ち葉の収集 (収集時期11～1月頃)	費用の全額を区が負担する。	区指定事業者による	—	毎年度	落ち葉収集袋は区から貸与
春期落ち葉収集	家庭用ごみ袋貼付用「保存樹落ち葉シール」の配布 (貼付時期4月～6月頃)	—	必要枚数を配布	—	毎年度	シール貼付により清掃事務所にて収集。

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	花畑川環境整備事業の取組み状況について
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第5回花畑川を考える会の開催結果について</b></p> <p>(1) 開催月日 令和6年2月27日(火)</p> <p>(2) 場所 佐野地域学習センター(佐野二丁目43番5号)</p> <p>(3) 内容</p> <p>ア 現在の工事の状況</p> <p>イ 富山視察の報告について</p> <p>ウ 散策路の整備(案)について</p> <p>(4) 主な意見</p> <p>ア 散策路工事の整備(案)について</p> <p>(ア) 歩きやすい散策路にしてほしい。</p> <p>(イ) 背伸ばしベンチを設置してほしい。</p> <p>(ウ) 早急に整備してもらい、早く散策路を歩きたい。</p> <p>(エ) 転落防止柵の安全性を確認してほしい。</p> <p>イ 散策路内の交通ルールについて</p> <p>自転車、電動キックボードは駐輪スペースに停めるか押して歩いてほしい。</p> <p>ウ 次の工事区間以降の計画について</p> <p>(ア) 釣り場など川に降りられるような親水施設を整備してほしい。</p> <p>(イ) 次の区間の工事がいつ頃から始まるのか確認したい。</p> <p><b>2 花畑川環境整備その1工事の進捗状況について</b></p> <p>花畑川環境整備その1工事の工期が4か月早く完了する見込みがついたため、花畑川を考える会を構成している地域へ、花畑川環境整備事業の進捗状況の周知を行った(別紙 P31 参照)。</p> <p><b>3 花畑川環境整備計画における学識経験者へのヒアリング結果について</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>花畑川環境整備計画における水害への備えについて、専門家に意見を伺う。</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>ア 氏名</p> <p>松尾 一郎</p>

イ 主な役職

(ア) 足立区総合防災行政アドバイザー

(イ) 東京大学大学院情報学環総合防災研究センター客員教授

(3) ヒアリング結果

ア 結果

花畑川環境整備計画について、水害の観点で問題ない。

イ 主な理由

(ア) 花畑川周辺に降った雨は、花畑川に流入しないことから、自己完結型の河川であるため、花畑川の真上に降った雨の分しか水位が増えない。

(イ) 花畑川は、六ツ木水門と花畑水門でそれぞれ中川、綾瀬川と縁が切れるので、両水門の操作を的確に行えば(ア)を踏まえると、花畑川の水位は全く問題ない。

(ウ) 六ツ木水門、花畑水門は河川管理者である国や都が整備し、水門の操作を区が受託している。その操作は河川管理者が指定した操作規定に基づき実施されているので問題はない。

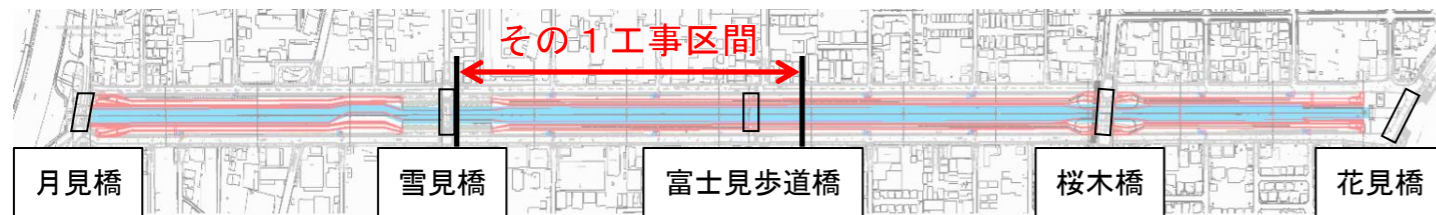
(エ) 中川と綾瀬川の水位が増水時、花畑川はその増水分を受け持たない計画となっている。そのため、同条件の周辺の低地河川と比較しても、現在の花畑川の整備計画は問題ない。

4 今後のスケジュール (案)

年 月	内 容
令和6年6月下旬	その1工事完了
令和6年6月下旬	第6回花畑川を考える会
令和6年7月以降	(仮称)花畑川環境整備その1既設護岸上部撤去工事着手

# 花畑川工事の進捗について

足立区では、区民の皆様の安全安心を守り、「憩いの場」「地域交流の場」となるよう花畑川の環境整備工事を進めています。「その1」工事では現在、将来の散策路を水流から守るために、石を積んでいく「護岸工事」を令和6年夏ごろまで実施します。



## 現在の工事の状況について

令和5年8月頃～令和6年夏ごろ



「その1」工事は、川底に積もった泥土に対して、建設機械が川の中に入れるように地盤の強化を行ったため、約1年間の工事期間の延長を行いました。

一方で、皆様のご理解とご協力により工事が順調に進んだ結果、**護岸工事の完成時期が3か月ほど、早まる見込みとなりました。**

これまでの完成時期	令和5年8月頃～令和6年10月頃
<b>見直した完成時期</b>	<b>令和5年8月頃～令和6年夏頃</b>

## 今後のスケジュール（予定）について

別紙

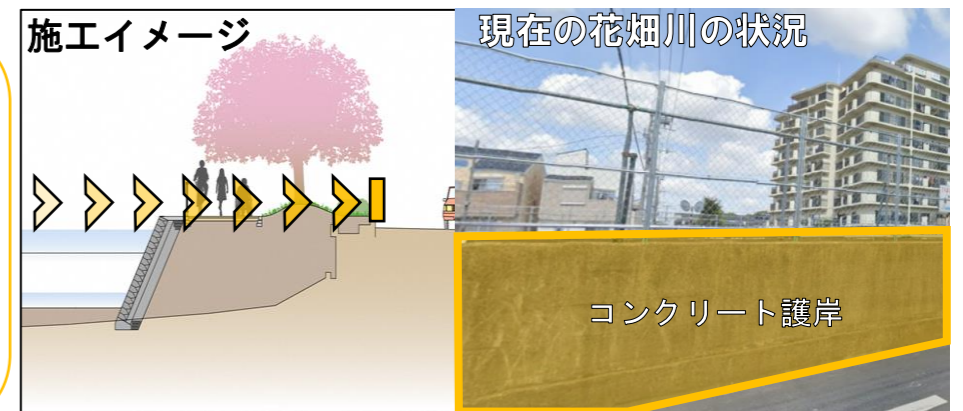
護岸工事完了後、**令和7年度内に「散策路工事」が完了**するよう、専門家などの意見を伺いながら設計を進めています。

工事の内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>実施中</b> 護岸工事	～R6.夏頃		
散策路工事	①コンクリート護岸切断	R6.夏頃～	
	②舗装・緑地整備		～R7年度

## 散策路工事の施イイメージについて

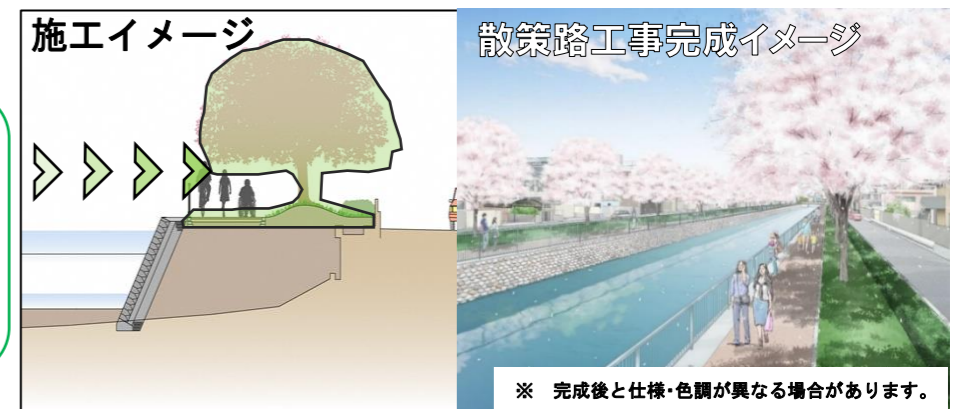
### ① コンクリート護岸切断

道路からも川が見えるように**コンクリート護岸を切断**します。工事に伴う、車両の通行止めを行う予定はございません。



### ② 舗装・緑地整備

令和6年春頃に散策路の**舗装や緑地部分の整備(案)**をお示しさせていただきます。



ご不明な点等がございましたら、下記までまでお問い合わせください。

連絡先

足立区 都市建設部 道路整備課 整備第二係

【電話】03-3880-5925 【FAX】03-3880-5620

【メール】kukaku@city.adachi.tokyo.jp





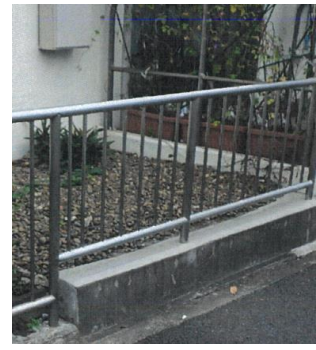
# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	フェンス等設置工事助成の実施（案）について										
所管部課名	建築室建築防災課										
内容	<p>危険なブロック塀等の除却を促進するため、除却後に新たなフェンス等の設置工事を行う場合には、その費用を助成することとしたので報告する。</p> <p><b>1 ブロック塀等カット工事助成の状況</b> 令和5年度より助成単価を2倍、上限額を15万円から100万円に引き上げたものの、申請件数は当初想定に達していない。</p> <p><b>2 制度活用が進まない要因等</b> ブロック塀等除却後のフェンス等の再設置費用が所有者の過重負担となっている。</p> <p><b>3 助成額</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">現 状</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">今後の助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ブロック塀等 カット工事助成</td> <td>対象工事費(税抜)の10/10 又は2万円/m いずれか低い額 上限なし</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フェンス等設置 工事助成</td> <td style="text-align: center;">適用なし</td> <td>対象工事費(税抜)の3/4 又は3万円/m いずれか低い額 上限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 フェンス設置の条件等</b> 安全性を確保するため、原則として既存塀は基礎まで撤去する。 基礎新設後、ブロック2段積みの上にアルミフェンス(H=1.2m程度)など倒壊の危険性の低いものを設置する。</p> <p><b>5 助成開始</b> 予算の議決を得られた場合、令和6年4月1日より実施予定</p>			現 状	今後の助成内容	ブロック塀等 カット工事助成	対象工事費(税抜)の10/10 又は2万円/m いずれか低い額 上限なし	変更なし	フェンス等設置 工事助成	適用なし	対象工事費(税抜)の3/4 又は3万円/m いずれか低い額 上限なし
	現 状	今後の助成内容									
ブロック塀等 カット工事助成	対象工事費(税抜)の10/10 又は2万円/m いずれか低い額 上限なし	変更なし									
フェンス等設置 工事助成	適用なし	対象工事費(税抜)の3/4 又は3万円/m いずれか低い額 上限なし									



6 設置イメージ



# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	モニター付きインターホン設置工事助成の廃止について																				
所管部課名	建築室建築防災課																				
内容	<p>標記助成制度の廃止について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 廃止の理由</b></p> <p>令和4年6月に開始したモニター付きインターホン設置工事助成と同様の補助制度が、令和5年11月1日より危機管理課にて制度開始となった。現在は防犯目的となる補助制度が重複し、区民に分かりやすい制度を整える必要があることから、当課の助成制度を廃止する。</p> <p><b>2 助成制度の比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">危機管理課</th> <th>建築防災課</th> </tr> <tr> <th>一般世帯</th> <th>65歳以上</th> <th>制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">録画機能付きインターホン</td> <td style="text-align: center;">動画</td> <td>対象工事費(税込)の2/3以下 上限 6万円</td> <td>対象工事費(税込)の3/4以下 上限 7万5千円</td> <td>対象工事費(税抜)の2/3以下 上限 ※10万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静止画</td> <td>対象工事費(税込)の2/3以下 上限 2万5千円</td> <td>対象工事費(税込)の3/4以下 上限 3万円</td> <td>対象工事費(税抜)の1/2以下 上限 ※10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 住宅改良助成のコロナ枠メニューとして、他メニューと合せた上限額が10万円</p> <p><b>3 制度廃止の影響</b></p> <p>あだち広報令和5年11月25日号で防犯対策補助制度を周知し、以降、当課への申請件数は減少し、これまで5件の申請取りやめが行われた。危機管理課の制度活用のメリットが認められるため、当課制度の廃止により、区民への影響は及ばないと考える。</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>令和6年4月1日</p>						危機管理課		建築防災課	一般世帯	65歳以上	制限なし	録画機能付きインターホン	動画	対象工事費(税込)の2/3以下 上限 6万円	対象工事費(税込)の3/4以下 上限 7万5千円	対象工事費(税抜)の2/3以下 上限 ※10万円	静止画	対象工事費(税込)の2/3以下 上限 2万5千円	対象工事費(税込)の3/4以下 上限 3万円	対象工事費(税抜)の1/2以下 上限 ※10万円
		危機管理課		建築防災課																	
		一般世帯	65歳以上	制限なし																	
録画機能付きインターホン	動画	対象工事費(税込)の2/3以下 上限 6万円	対象工事費(税込)の3/4以下 上限 7万5千円	対象工事費(税抜)の2/3以下 上限 ※10万円																	
	静止画	対象工事費(税込)の2/3以下 上限 2万5千円	対象工事費(税込)の3/4以下 上限 3万円	対象工事費(税抜)の1/2以下 上限 ※10万円																	

**5 問題点・今後の方針**

今後は危機管理課が所管する防犯対策補助制度を区民へ周知し、活用を働きかけることで、区民の安全確保に繋げていく。

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	<b>新耐震基準木造住宅の解体助成の実施（案）について</b>								
所管部課名	建築室建築防災課								
内 容	<p>令和6年1月から実施している新耐震基準木造住宅(グリーゾーン住宅)の耐震診断、改修工事助成に加え、解体工事助成を開始するので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 対象建築物</b> 昭和56年6月から平成12年5月までに建築された、2階建以下の木造住宅</p> <p><b>2 助成内容</b> 解体工事助成</p> <p><b>3 最大助成額※及び想定件数</b>                  特定地域 200万（建築物の倒壊危険度の高い地域及び隣接地域）                  想定件数 15件                  一般地域 150万（その他）                  想定件数 25件                  ※ 旧耐震基準建築物と同額、令和7年度末までの限定</p> <p><b>4 助成開始時期</b> 予算の議決が得られた場合、令和6年4月1日より実施予定</p> <p><b>5 今後のスケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和6年3月</td> <td>新耐震基準木造住宅助成制度要綱改正</td> </tr> <tr> <td>登録木造住宅耐震診断士へ制度周知</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和6年4月</td> <td>公社ニュース「トキメキ」周知掲載</td> </tr> <tr> <td>「あだち広報」周知掲載</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和6年3月	新耐震基準木造住宅助成制度要綱改正	登録木造住宅耐震診断士へ制度周知	令和6年4月	公社ニュース「トキメキ」周知掲載	「あだち広報」周知掲載
時 期	内 容								
令和6年3月	新耐震基準木造住宅助成制度要綱改正								
	登録木造住宅耐震診断士へ制度周知								
令和6年4月	公社ニュース「トキメキ」周知掲載								
	「あだち広報」周知掲載								

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組みについて
所管部課名	建築室建築防災課
内容	<p>密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 柳原防災まちづくりについて</b></p> <p>(1) 防災街区整備地区計画（素案）の住民説明会の開催について</p> <p>ア 目的 防災街区整備地区計画（以下「地区計画」という。）の周知及び策定に向けた意見聴取のため。</p> <p>イ 日時 令和6年1月28日（日）午前10時～午前11時30分 令和6年1月30日（火）午後6時～午後7時30分</p> <p>ウ 場所 千住あずま住区センター</p> <p>エ 対象者 (ア) 柳原地区の住民約3,000世帯 (イ) 地区外在住の地権者等約500世帯 計約3,500世帯 ※ ポスティング及び郵送で開催案内を送付。</p> <p>オ 参加者 令和6年1月28日（日）45名 令和6年1月30日（火）22名</p> <p>カ 主な説明内容（別添資料4参照） (ア) 地区計画で定める拡幅対象路線及び建替え等に係るルール (イ) 今後の予定</p> <p>キ 主な質疑 Q1：道路拡幅に強制力はあるのか。 A1：道路用地の提供は任意のため強制力はないが、地区計画で定める壁面後退は必ず守らなければならない。 Q2：密集事業や地区計画によるまちづくりは時間がかかりすぎるのではないかと。 A2：密集事業等によるまちづくりは時間を要するため、建物の解体助成など様々な取組みを並行して改善を図っていく。 Q3：公園やプチテラスに関する記載はないのか。 A3：公園等の用地取得は地区計画策定後となるため、整備面積や場所は記載されないが、積極的に用地交渉に臨んでいく。</p>

(2) 柳原地区まちづくり協議会（第1回）の開催について

ア 目的

防災性の向上及び住環境の改善対策について検討し、「柳原らしさを活かした、誰もが安心して生活できるまち」を実現する。

イ 日時 令和6年2月29日（木）午後6時30分～午後8時

ウ 場所 千住あずま住区センター

エ 参加者 協議会員 全23名中12名（体制は以下のとおり）

会長 柳原北町会長

副会長 柳原東町会長、柳原西町会長、柳原南町会長

会員 柳原4町会の会員及び商店会関係者など

オ 主な内容

（ア）防災まちづくり計画（案）の説明会の開催結果

（イ）地区計画（素案）の説明会の開催結果

カ 主な質疑

Q1：協議会の非会員が会議に関わることはできるのか。

A1：会則に基づき、会議を傍聴し、意見を述べるができる。  
また、協議会の配布資料及び会議録を区ホームページで公開予定だが、詳細はあらためて会員と協議する。

Q2：「柳原らしさを活かしたまちづくり」とは何か。

A2：路地文化など昔ながらの風景を残しつつ、防災上必要な道路や公園等を整備することで災害に強いまちづくりを実現することと考える。

Q3：昔ながらの風景をどのように残していくのか。

A3：街区単位の安全性を考慮し、狭い路地でも建替えを認める制度もあるが、ソフト面の対策を含め、協議会等で検討していきたい。

(3) 防災まちづくり計画について

別添資料5のとおり決定したので、今後、完成版として区ホームページで公表する。

(4) 今後の予定

年度	主な内容
令和5年度	防災まちづくり計画の公表
令和6年度	地区計画に係る法定手続き（説明会、公告・縦覧等）
令和7年度	密集事業及び地区計画の開始

**2 千住西地区まちづくり協議会（第17回）の開催について**

(1) 目的

千住西地区の密集事業や、まちづくりに関する活動を周知し、安全で住み続けられるまちづくりを推進する。

- (2) 日 時 令和6年1月31日(水)午後7時～午後8時
- (3) 場 所 千住柳町住区センター 第1・第2集会室
- (4) 参加者 千住西地区まちづくり協議会員 12名
- (5) 主な内容
- ア 令和5年度のまちづくりの進捗状況について
  - イ プチテラス整備の進捗について
  - ウ まちづくりニュース案について
  - エ その他
- (6) 主な質疑
- Q1：町会で行うプチテラスの維持管理はどの程度か。
- A1：清掃や花壇管理などである。詳細は、打合せをさせてほしい。
- Q2：プチテラスは千住元町町会が多くないか。
- A2：買収済のプチテラス用地は、千住元町が3か所、千住大川町が2か所、千住柳町が1か所となっている。他の町会にも設置したいので、候補地があれば、情報をいただきたい。

### 3 西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会（第84回）の開催について

- (1) 目 的
- 西新井駅西口周辺地区の密集事業や、まちづくりに関する活動を周知し、安全で快適な住みやすいまちを実現する。
- (2) 日 時 令和6年2月13日(火)午後7時～午後8時
- (3) 場 所 梅田地域学習センター 第2学習室
- (4) 参加者 西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会員 11名
- (5) 主な内容
- ア 密集事業による令和5年度の実績について
  - イ 新たなプチテラスの基本設計(案)について
  - ウ まちづくり新聞の案について
  - エ その他
- (6) 主な質疑
- Q1：防火貯水槽は町会で使うことはできるか。
- A1：消防士や消防団などが所持している放水ポンプがないと活用は難しい。
- Q2：プチテラスに設置予定の散水栓は、非常時には使えるか。
- A2：散水栓には鍵が付いており、プチテラスを日常管理する団体に鍵を渡す予定である。非常時に利用することはできるが、鍵を開ける必要がある。
- Q3：プチテラスの樹種は決定しているのか。
- A3：今回は皆様の意見を取り入れた基本設計(案)を提示した。来年度に実施設計を行う予定であり、樹種などの詳細は、今後、相談しながら決めていきたい。

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

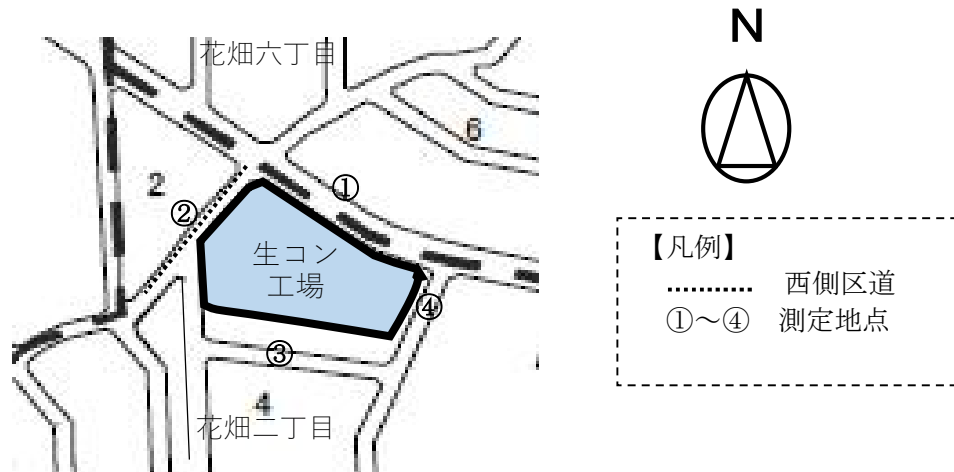
件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																																			
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																																			
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現地調査について</b></p> <p>(1) 搬入車両等の状況について</p> <p>令和5年12月13日、午前7時30分から午前9時まで、及び令和6年1月22日、午後1時から午後4時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査日時</th> <th style="text-align: center;">令和5年12月13日 午前7時30分～午前9時</th> <th style="text-align: center;">令和6年1月22日 午後1時～午後4時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場</td> <td style="text-align: center;">延べ4台</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の生コン車の通行</td> <td style="text-align: center;">(午前7時30分～午前8時30分) 延べ5台</td> <td style="text-align: center;">(午後1時～午後4時) 延べ35台</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数</td> <td style="text-align: center;">18人</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員の配置 (西側区道交通規制時間帯)</td> <td style="text-align: center;">北側 2名 西側 2名</td> <td style="text-align: center;">西側 1名 (午後1時～午後3時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 西側区道 次ページ「位置図」参照</p> <p>(2) 工場周辺の騒音測定について</p> <p>令和6年1月18日、生活環境保全課が工場敷地境界で現地騒音測定を実施したところ以下のとおりの測定結果となった。</p> <p>いずれの測定地点においても、規制基準値50dBを超過していた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">測定地点 (位置図)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">測定値L5<sup>※</sup>(dB)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(午前10時～午前10時30分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">北側道路</td> <td style="text-align: center;">73</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">西側道路</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">南側道路</td> <td style="text-align: center;">57</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">東側道路</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>		調査日時	令和5年12月13日 午前7時30分～午前9時	令和6年1月22日 午後1時～午後4時	午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ4台	—	午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	—	通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	(午前7時30分～午前8時30分) 延べ5台	(午後1時～午後4時) 延べ35台	通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	18人	8人	交通誘導員の配置 (西側区道交通規制時間帯)	北側 2名 西側 2名	西側 1名 (午後1時～午後3時)	測定地点 (位置図)	場 所	測定値L5 <sup>※</sup> (dB)	(午前10時～午前10時30分)	①	北側道路	73	②	西側道路	66	③	南側道路	57	④	東側道路	60
調査日時	令和5年12月13日 午前7時30分～午前9時	令和6年1月22日 午後1時～午後4時																																		
午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ4台	—																																		
午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	—																																		
通学時間帯における西側区道の生コン車の通行	(午前7時30分～午前8時30分) 延べ5台	(午後1時～午後4時) 延べ35台																																		
通学時間帯における西側区道の児童生徒の通行人数	18人	8人																																		
交通誘導員の配置 (西側区道交通規制時間帯)	北側 2名 西側 2名	西側 1名 (午後1時～午後3時)																																		
測定地点 (位置図)	場 所	測定値L5 <sup>※</sup> (dB)																																		
		(午前10時～午前10時30分)																																		
①	北側道路	73																																		
②	西側道路	66																																		
③	南側道路	57																																		
④	東側道路	60																																		



※ 測定値については、工場から発生する音だけでなく、周辺道路を走行する自動車の走行音等も含めた値である。

※ L5とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに上から5%にあたる騒音値

[位置図]



## 2 工場に対する違反指導について

令和5年10月18日付で、工場に対し是正指導文を通知した。  
指導内容は次のとおり。

- (1) 段階的な移転計画等の是正計画を2年以内に作成し、区へ提出すること。
- (2) 操業・作業（夜間の機械音を含む）による近隣への粉塵、騒音、振動等の環境対策を徹底すること。また、碎石の搬入時間帯は午前9時から午後5時までとすること。
- (3) 工場関係車両は法定速度を遵守することはもとより、周辺では歩行者の横断、すれ違いの際に停止するなど、交通安全に特段の注意を払うこと。また、児童・生徒の通学時間帯には、北側及び西側出入口に交通誘導員の配置を徹底すること。
- (4) 日曜・祝日の作業は極力避けること。やむを得ず作業を行う場合は、予め近隣に周知し作業時間帯に配慮した上で、環境対策により一層努めること。

## 3 過去の対応について

別紙 P42～49参照

## 花畑二丁目 生コン工場に対する現在までの対応経過について

年 月 日	主な対応事項
昭和 30 年代	工場が生コン製造・販売を開始
昭和 43 年 9 月	工場が株式会社を設立
昭和 44 年	緑地地域が廃止となり、「住居地域」に指定された
昭和 48 年	用途地域が「第一種住居専用地域」に改正
昭和 60 年	J I S 規格工場の認可取得
平成 3 年 5 月	東京都土地区画整理事業の計画決定
平成 7 年 11 月	東京都換地設計の発表（原位置換地）
平成 8 年 10 月	用途地域が「第一種住居地域（過半）、第一種中高層住居専用地域」に指定される。
平成 14 年 12 月	区画整理事業に伴い、工場が生コン工場を再整備
平成 15 年 1 月	通報により区が現地確認し、建築基準法違反を確知
1 月 ～3 月	区は庁内対策会議を 3 回開催し、用途違反等については今までの経緯から対応困難であることから、当面は、工場に対して、騒音・振動対策を基本に指導していくこととした。
平成 20 年 12 月	近隣住民から①大型車両の通行規制②騒音・振動対策の実施③違反工場の移転を含む改善策の要望が 2 件、提出された。
平成 21 年 2 月	「工場は、違反状態で建設され、法に基づいた措置を講じるべき」との議会質問があった。 区は、「騒音・振動対策を当面の方針とし、指導を行ってきた。今後は、現状を踏まえつつ、取れる対策について関係各部と協議し、調査・指導を行っていく」と答弁した。

年 月 日	主な対応事項
平成 21 年 ～26 年	工場責任者と複数回面談し、次の事項を確認した。 ① 用途違反の認識はある。 ② すぐには対応できないが、将来的には工場移転を計画している。 ③ 工場移転先として、草加市、八潮市の準工業地域 2～3 か所を検討しているが難航している。
平成 27 年 4 月	工場周辺の生コン車等の走行状況を実査 安全運転の励行を確認
平成 28 年 4 月	東京都が工場北側区道の騒音・振動を低減するため、道路舗装工事を実施
平成 29 年 3 月	花畑第一小学校付近の通学路における大型車駐車に対する安全対策の要望を受け、路上駐車車両の現地調査を実施 しかしながら当該工場の関連車両とは特定できず 工場責任者から以下 2 点の励行を確認 (1) 運転手に対する法定速度遵守等の安全教育 (2) 社員による交通誘導
4 月 ～8 月	環境部生活環境保全課にて、自動車騒音調査、道路振動調査、夜間騒音調査を実施
9 月 7 日	(受理番号 18) 「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」 受理 (受理番号 22) 「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」 受理
9 月 11 日	工場社長と面談 車両ルートの把握及び工場の規模や変遷等について確認
9 月 12 日	工場周辺の騒音、振動測定 (10 時ごろ) 【基準値 騒音：50 dB、振動：65 dB】 北側道路 (騒音：70 dB、振動：55 dB) 西側道路 (騒音：65 dB、振動：45 dB) 南側道路 (騒音：65 dB、振動：45 dB)、悪臭なし
9 月 27 日	「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」建設委員会 採択

年 月 日	主な対応事項
9月29日	<p>交通量簡易調査の実施 工場関係車両か否かを問わず、工場周辺の3地点における①生コン車②セメント車③ダンプ車（砂、砂利）の通過台数に関する9時間カウント調査を実施</p> <p>(1) 3地点合計 約500台の該当車両が通行 (2) そのうち工場北側区道では、164台の該当車両が通行</p>
11月9日	陳情者と現場立会いを実施 工場の騒音、交通量等を確認
平成30年 1月17日	セメントサイロの破裂事故発生
1月18日 ～23日	サイロ事故関係者からヒアリング 事故の内容、原因、今後の対応について
1月26日	工場から「事故届」を受理
1月31日	サイロ所有者から「事故についての報告書」を受理
2月16日	工場から「事故再発防止措置計画書」を受理 サイロ所有者から「事故再発防止に係る報告書について」を受理
3月19日	事故サイロの撤去完了（セメントサイロ3基から2基に）
3月23日	工場側と面談 工場拡張の経緯、サイロ事故、移転等についてヒアリング
4月24日	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 (1) 過去の手続き違反等の経緯 (2) サイロ破裂事故の原因と責任の所在に関する見解 (3) 事故再発防止計画 など
4月27日	工場から「事故再発防止措置完了届」を受理
7月2日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月	あいぐみ緑地公園から南側緑道出入口への導線を最短化し、通学児童や公園、緑道利用者の安全性及び利便性を向上させることを目的に、あいぐみ緑地公園の出入口位置を変更する改修工事を実施
8月31日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
10月4日	平成29年度と同様の交通量簡易調査を実施 特に状況に変化なし

年 月 日	主な対応事項
10月12日	「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」産業環境委員会採択
11月6日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
12月7日	工場砂利投入時騒音測定 砂利投入時（西側境界：66 dB、北側境界：70 dB） 砂利投入作業なし（西側境界：59 dB、北側境界：55 dB）
平成31年 1月17日	セメントサイロ所有者から維持管理状況について説明を受ける
2月1日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
3月14日	砂利投入口の金網にゴム（緩衝材）を取付ける前の騒音測定 砂利投入時の騒音（平均：70 dB、最大値73 dB）
3月25日	砂利投入口の金網にゴム（緩衝材）を取付けた後の騒音測定 砂利投入時の騒音（平均：65 dB、最大値68 dB）
令和元年 5月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 (1) 工場移転計画 (2) 騒音、振動等の近隣対策 (3) 工事関係車両の交通安全対策
7月	工場に対し是正指導文を通知 工場長と面談実施（令和元年7月～令和2年5月まで 計5回実施）
8月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
11月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
令和2年 2月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
5月18日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和元年6月報告書提出後の経過報告について
7月	工場に対し是正指導文を通知

年 月 日	主な対応事項
8 月	工場長と面談実施（令和 2 年 8 月～11 月 計 3 回実施）
8 月 4 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
11 月 30 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」（令和元年 7 月～令和 2 年 6 月）の報告を受ける
12 月	工場社長、工場長と面談 財務状況の確認、移転計画、今後の対応等についてヒアリング （令和 2 年 12 月～令和 3 年 2 月 計 3 回実施）
令和 3 年 2 月 9 日	（受理番号 5） 「花畑二丁目住宅地区にある生コン工場の早期移転を求める陳情」受理
2 月 10 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4 月 14 日	工場社長、工場長と面談 操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング
5 月 13 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
6 月 1 日	セメントサイロがセメント販売業者から工場に無償譲渡
6 月 8 日	工場長が来庁し面談 セメントタンクの所有者変更の報告、その他操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング
6 月 30 日	西側民家から振動に関する苦情あり 振動測定を実施 西側民家前の振動：41 デシベル（9 時 23 分～58 分）
9 月 6 日	工場周辺の騒音・振動測定 （9 時 14 分～10 時 14 分、途中降雨により測定取りやめ） 北側道路（騒音：70 dB、振動：50 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：47 dB） 南側道路（騒音：56 dB、振動：44 dB）
9 月 7 日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
9 月 8 日	工場から「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」を受理 前回、令和 2 年 6 月報告書提出後の経過報告について 工場長から直接、決算報告書の説明を受ける

年 月 日	主な対応事項
9月16日	工場周辺の騒音・振動測定（14時～17時25分） 北側道路（騒音：72 dB、振動：50 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 西側道路（騒音：66 dB、振動：47 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 工場の稼働終了後の騒音・振動測定（17時40分～18時） 北側道路（騒音：70 dB、振動：39 dB） 西側道路（騒音：61 dB、振動：38 dB）
9月28日	区が工場を訪問し、工場長と面談 セメントサイロ譲渡契約などのヒアリング
10月28日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
11月9日	工場を訪問し、社長、工場長に対し「指導文」を手交 面談にて移転の検討及び環境対策、交通安全対策の徹底を要請 今後の見通し等についてヒアリング
11月24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場長と面談し、環境対策、交通安全対策の徹底を口頭指導 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」（令和2年7月～令和3年6月）を受理 工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
12月21日	工場に対し是正指導文を通知
12月23日	陳情者「花畑を住みよくする会」と面談
令和4年 1月12日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
1月20日	工場側が砂及び砂利のホッパーへの投入時の騒音を測定し、結果報告を受ける。
3月1日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
3月29日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理

年 月 日	主な対応事項
5月17日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
7月5日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
7月14日	工場長が来庁し面談 違反是正に向けた検討を指導するとともに、是正に向けた現状、今後の見通し等についてヒアリング
7月21日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
7月23日 ～24日	工場プラント内の老朽化した機器交換工事（エアーコンプレッサー）
9月9日	工場からの法第12条第5項に基づく報告を受受 工場に対し是正指導（口頭）
9月16日	花畑第一小学校通学路点検を実施。竹の塚警察署、学務課も参加。
9月22日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
10月12日	工場に対し是正指導文を通知
11月24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和5年 1月27日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
3月1日 ～2日	「お住まい周辺の生活環境に関するアンケート調査」用紙を配布
3月14日	工場と面談、是正指導（口頭）
5月25日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場を訪問し、騒音対策等についての指導
7月3日	アンケート結果をアンケート調査実施範囲に配布



年 月 日	主な対応事項
7月14日	工場と面談、是正指導（口頭）
7月19日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
8月12日 14日	夜間騒音対策工事を実施
9月22日	工場からの法第12条第5項に基づく報告を収受 工場に対し是正指導（口頭）
9月27日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
10月18日	工場に対し是正指導文を通知
11月16日	（受理番号47） 「花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現のために是正命令や工場への指導等を求める陳情」受理
12月13日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和6年 1月22日	午後の通学時間帯等の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	足立区住生活基本計画の中間検証について																																																																																					
所管部課名	建築室住宅課																																																																																					
内容	<p>足立区住生活基本計画の中間検証を別添資料6のとおり実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 足立区住生活基本計画について（別紙 P52参照）</b></p> <p>(1) 足立区住宅基本条例第6条に基づく「住宅政策の総合的な計画」である。</p> <p>(2) 「足立区基本計画」の住宅施策に係る分野別行動であり、東京都が定める「東京都住宅マスタープラン」との整合を図り策定している。</p> <p>(3) 「計画の基本となる4つの目標」と「8つの基本方針」を定めており、「23の施策の方向を設定」している。</p> <p>(4) 計画期間について                  平成29年度を初年度とし、令和9年まで概ね10年間の計画としている。                  中間年にあたる令和4年度に中間検証を行う予定だったが、上位計画である都市計画マスタープランの中間検証を令和4年度に行つたため、今年度を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <td>2017</td> <td>2018</td> <td>2019</td> <td>2020</td> <td>2021</td> <td>2022</td> <td>2023</td> <td>2024</td> <td>2025</td> <td>2026</td> <td>2027</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都住宅マスタープラン</td> <td colspan="5">←————→</td> <td colspan="6">←————→</td> </tr> <tr> <td>足立区基本構想</td> <td colspan="11">←————→</td> </tr> <tr> <td>足立区基本計画</td> <td colspan="8">←————→</td> <td colspan="4">←………→</td> </tr> <tr> <td>足立区都市計画マスタープラン</td> <td colspan="5">←————→</td> <td colspan="6">←————→</td> </tr> <tr> <td>足立区住生活基本計画</td> <td colspan="11">←————→</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 網掛け箇所は中間検証年度</p> <p><b>2 中間検証の結果について</b></p> <p>(1) 中間目標の達成状況</p> <p>ア 23の施策の55指標を評価した結果、47.2%が目標値を達</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	東京都住宅マスタープラン	←————→					←————→						足立区基本構想	←————→											足立区基本計画	←————→								←………→				足立区都市計画マスタープラン	←————→					←————→						足立区住生活基本計画	←————→										
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																																											
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027																																																																											
東京都住宅マスタープラン	←————→					←————→																																																																																
足立区基本構想	←————→																																																																																					
足立区基本計画	←————→								←………→																																																																													
足立区都市計画マスタープラン	←————→					←————→																																																																																
足立区住生活基本計画	←————→																																																																																					

成または達成見込み（別添資料6 P 4 参照）。

イ 未達見込の多くはコロナ禍による中止等の影響による。

ウ 中間値に対する実績値を基に、必要に応じて目標値の見直しを実施し、計画の改定に反映する。

(2) 今後の取組み

中間検証の結果をふまえ、各施策で示した「目標達成に向けての今後の取組み」方針に従い推進していく。

**3 今後の予定**

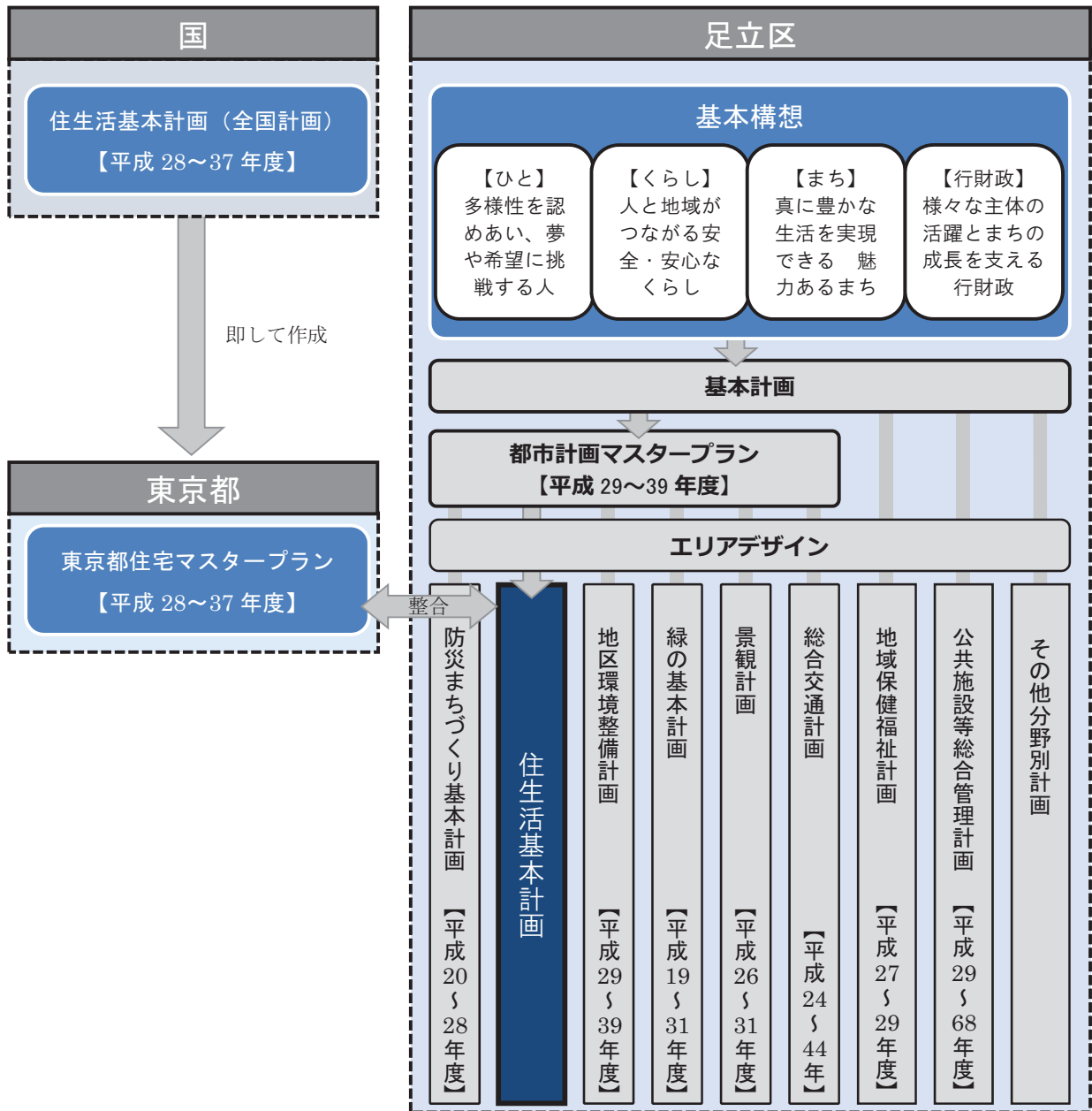
令和6年4月 区のホームページで公表

令和6～7年度 足立区住生活基本計画の改定に向けた検討

令和8～9年度 改定業務

令和9年度末 改定

住生活基本計画の位置づけ



【 】内は計画期間

# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日


件名	居住支援協議会の開催結果について										
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室地域包括ケア推進課										
内容	<p>令和6年3月6日に開催した第8回足立区居住支援協議会について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催概要</b></p> <p>(1) 開催日時 令和6年3月6日（水）午後2時30分～午後4時30分</p> <p>(2) 委員構成 別紙 P54 参照</p> <p>(3) 議事内容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア あだちお部屋さがしサポート事業の実績及び進捗について</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ヒアリングシート及び事業ガイドブックについて</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 緊急連絡先のアンケート結果について</p> <p>(4) 議事内容における主な意見、質疑に対する今後の対応案等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">主な意見・質問</th> <th style="width: 50%;">今後の対応案等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談内容に建物の解体による退去が多いが、区としてどのような助言をしているのか。</td> <td>建物の解体に伴う退去は、オーナーに転居費用等の負担を相談してみることを助言している。</td> </tr> <tr> <td>死後事務委任を扱う民間会社が増えてきている一方で、消費者センターに寄せられている苦情も増えている。</td> <td>法律の未整備や監督する官庁が無いなどの課題がある。 区としては、国の居住支援検討会の結果や法改正について注視していく。</td> </tr> <tr> <td>お部屋さがしサポート事業の区職員向けハンドブックは、地域包括支援センターやケアマネージャーにも配布し共有してくれるのか。</td> <td>庁内および関係所管へ配布し、本事業の理解を進めて行き、相談者の課題解決にむけた連携を図っていく。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 問題点・今後の方針</b></p> <p>居住支援協議会で頂いた意見を踏まえ、相談者及び家主の双方に対して、あだちお部屋さがしサポート事業の効果的な周知を図り、住宅確保要配慮者への支援に努めていく。</p>			主な意見・質問	今後の対応案等	相談内容に建物の解体による退去が多いが、区としてどのような助言をしているのか。	建物の解体に伴う退去は、オーナーに転居費用等の負担を相談してみることを助言している。	死後事務委任を扱う民間会社が増えてきている一方で、消費者センターに寄せられている苦情も増えている。	法律の未整備や監督する官庁が無いなどの課題がある。 区としては、国の居住支援検討会の結果や法改正について注視していく。	お部屋さがしサポート事業の区職員向けハンドブックは、地域包括支援センターやケアマネージャーにも配布し共有してくれるのか。	庁内および関係所管へ配布し、本事業の理解を進めて行き、相談者の課題解決にむけた連携を図っていく。
主な意見・質問	今後の対応案等										
相談内容に建物の解体による退去が多いが、区としてどのような助言をしているのか。	建物の解体に伴う退去は、オーナーに転居費用等の負担を相談してみることを助言している。										
死後事務委任を扱う民間会社が増えてきている一方で、消費者センターに寄せられている苦情も増えている。	法律の未整備や監督する官庁が無いなどの課題がある。 区としては、国の居住支援検討会の結果や法改正について注視していく。										
お部屋さがしサポート事業の区職員向けハンドブックは、地域包括支援センターやケアマネージャーにも配布し共有してくれるのか。	庁内および関係所管へ配布し、本事業の理解を進めて行き、相談者の課題解決にむけた連携を図っていく。										

## 足立区居住支援協議会 委員構成

役 職	団 体 名 等
会 長	弁護士
副会長	日本大学教授
委 員	足立区介護サービス事業者連絡協議会 訪問介護部会顧問
委 員	東京都宅地建物取引業協会第三ブロック足立区支部幹事
委 員	全日本不動産協会東京都本部城東第一支部支部長
委 員	足立区民生・児童委員協議会第七合同花畑地区会長
委 員	足立区社会福祉協議会
委 員	副区長
委 員	福祉部長（高齢者施策推進室長兼務）
委 員	福祉部高齢福祉課長
委 員	福祉部高齢者施策推進室地域包括ケア推進課長
委 員	都市建設部長
委 員	都市建設部建築室長

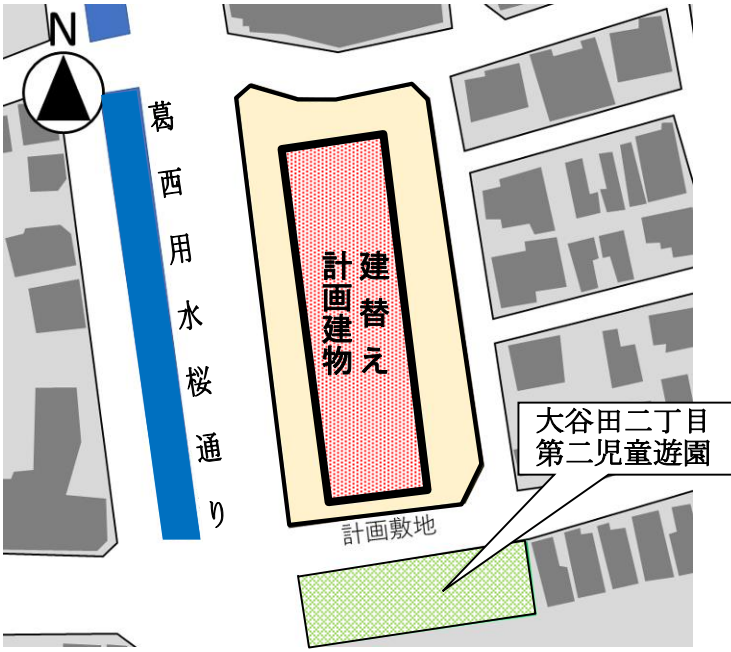
# 建設委員会報告資料

令和6年3月15日

件名	区営住宅建替えの進捗状況について						
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課 施設営繕部西部地区建設課 足立福祉事務所東部福祉課						
内容	<p>区営住宅は、区営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に建替えを進めており、区営住宅の建替えの進捗状況について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 新田地域について</b></p> <p>(1) 居住者内覧会について 1月26日に居住者向けの内覧会を実施し、24世帯中の21世帯が出席した。</p> <p>(2) 部屋割り抽選会について 3月16日に居住者の部屋割り抽選会を実施する予定である。</p> <p>(3) 新田三丁目アパート改築工事について 建物が完成し、契約課の完了検査を受ける準備中である。</p>  <p style="text-align: right;">(令和6年3月撮影)</p> <p>(4) 今後の予定</p> <table border="1" data-bbox="472 1688 1214 1845"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年5月</td> <td>入居審査</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月</td> <td>入居開始</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 大谷田地域について</b></p> <p>(1) 居住者意見交換会について 団地ごとに居住者意見交換会を1月29日より実施し、集約建替え基本計画案（建物の階数や向きなど）について周知した。</p>	年月	事項	令和6年5月	入居審査	令和6年6月	入居開始
年月	事項						
令和6年5月	入居審査						
令和6年6月	入居開始						

(2) 集約建替え基本計画について

下表のとおり、建替え基本計画を決定した。

事項	内容
建替え場所	大谷田二丁目アパート3, 5号棟の敷地
敷地面積	約2,660㎡
配置計画	 <p>(1) 建物は西側道路に対して平行に配置する。                  (2) 周辺の街並みや近隣居住者のプライバシーに配慮し、敷地西側にバルコニーを配置し、東側に廊下を配置する。</p>
構造・階数	鉄筋コンクリート造、7階建て
各階利用	1, 2階 足立福祉事務所 3~7階 区営住宅 (内訳) 1DK (35㎡) 25戸 (68戸) 2DK① (40㎡) 24戸 2DK② (45㎡) 14戸 3DK (55㎡) 5戸
付帯設備	(1) 集会室及び防災倉庫 (2) 広場及び駐車場、駐輪場、防火水槽 (3) ZEB及びZEHに対応した設備

(3) 今後の予定

時期	事項
令和6年度	設計開始
令和7年度	解体工事
令和8~9年度	改築工事
令和10年度	入居開始



### 3 竹の塚地域について

#### (1) 居住者意見交換会について

2月28日に居住者意見交換会を立上げ、今後区営竹の塚六丁目アパートの建替え計画の検討に着手することを周知した。

#### (2) 主な意見

ア 建設地がどこになるかを早く知りたい。

イ 区営竹の塚六丁目アパートの周辺に住み続けたい。

ウ 建替えによる引越は2回より1回の方がよい。

#### (3) 今後の予定

時期	事項
令和6年度	居住者情報交換会の実施

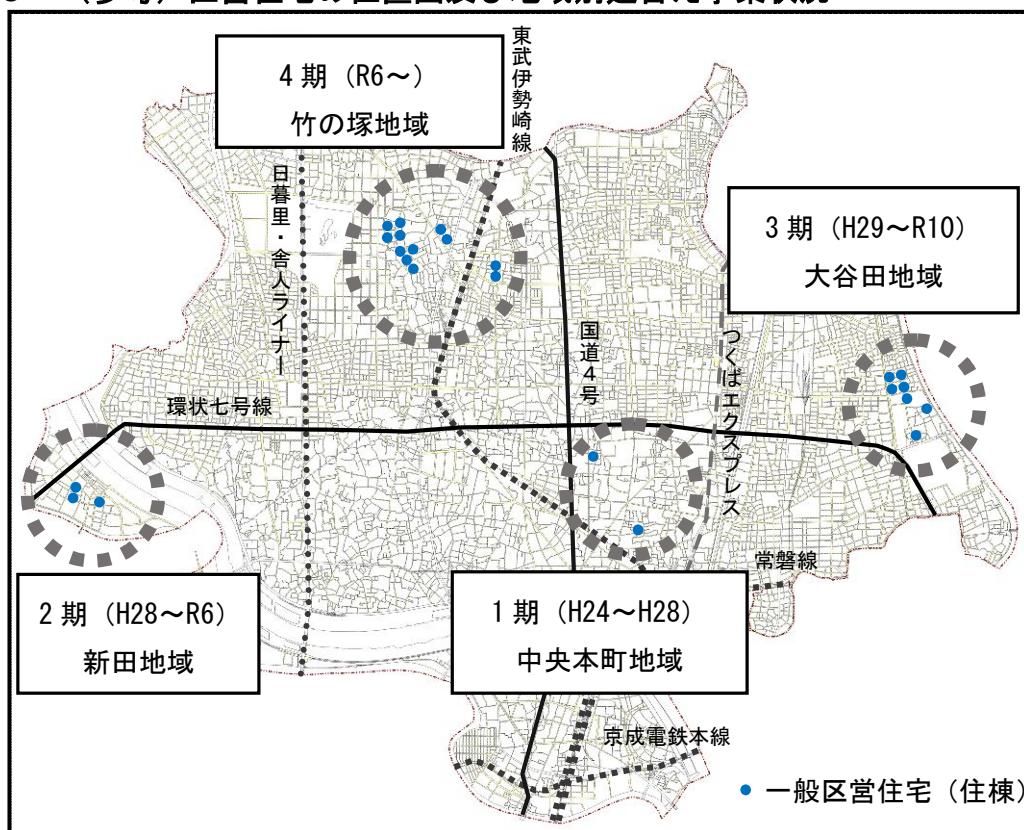
### 4 今後の方針

(1) 新田地域は、入居を希望する方の円滑な転居に資するため、具体的な引越しスケジュールやその他の情報を丁寧に説明していく。

(2) 大谷田地域は、基本計画に基づき建物の基本設計を進めていく。

(3) 竹の塚地域は、居住者の意向を把握しながら集約建替えを検討していく。

### 5 (参考) 区営住宅の位置図及び地域別建替え事業状況



事業 順序	施行 地区	※ 地区ご との居 住戸数	事業 状況	各事業期における全体管理状況			
				集約前	集約後	増減数	管理 戸数
1期	中央 本町	151戸	完了 (H28)	89戸	120戸	+31戸	566戸
2期	新田	25戸	事業中 (R6完了 予定)	58戸	52戸	-6戸	560戸
3期	大谷 田	60戸	事業中 (R10完 了予定)	108戸	68戸	-40戸	520戸
4期	竹の 塚	221戸	検討の 着手	280戸	295戸	+15戸	535戸

※ 令和6年2月現在の各施行地区における居住戸数